

統 計 の 概 要

1 統計の目的

この統計は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和57年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施している。

2 集計の対象

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とした。

3 集計事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 住所 | (6) 主たる業務内容（薬剤師を除く） |
| (2) 性別 | (7) 従事先の所在地 |
| (3) 生年月日 | (8) 従事する診療科名（薬剤師を除く） |
| (4) 登録年月日 | (9) 取得している広告可能な医師・歯科医師の専門性
に関する資格名（薬剤師を除く） |
| (5) 業務の種別 | 等 |

4 届出の時点

平成30年12月31日現在

5 届出の経路等

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を、保健所でとりまとめ厚生労働大臣に提出する。

厚生労働省 —— 都道府県 —— 保健所 —— 医師・歯科医師・薬剤師

6 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行った。

7 当概況の利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	•
比率等でまとめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) この概況に掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率は、国・県の人口については総務省統計局公表「人口推計（平成30年10月1日現在）」。市町村については、茨城県政策企画部統計課公表「茨城県常住人口調査結果報告書（平成30年10月1日現在）」の総人口により算出した。

(4) 本調査における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標榜する診療科名については、従来、医療法施行令に具体的な名称を限定例挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたところである。

用語の説明

1 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。（医療法第1条の5）

2 医育機関

学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関をいう。

3 診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。（医療法第1条の5）

4 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であつて、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

5 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であつて、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。